

①機械装置等費

対象となる経費	事業遂行に必要な機械、装置、什器、備品等の購入、製造、改良、据付け等に要する経費
対象となる経費例	<ul style="list-style-type: none">・新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む）の購入・販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立つ顧客管理ソフト等）の購入・タブレット購入（アクセサリ類の購入は不可）・機械等のリース料又はレンタル料 ※当該事業の実施のためだけに使用するものが対象となるため、汎用性のあるパソコン・タブレット等については、目的外使用とならないよう特に注意すること。
対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none">・自動車等車両の購入に係る経費・文房具等の事務用品等の消耗品代・単なる取替え更新の機械装置等の購入・（目的・用途に関わらず）既に導入しているソフトウェアの更新料・（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する支援事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・車両の購入費は支援対象としない（車両の内装・改造工事にかかる経費は「④外注費」の対象）。・50万円以上(税抜)の機械装置等の購入は、処分制限財産に該当し、支援事業期間終了後も一定期間は承認なしに処分(支援金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること)ができない。・事業計画に基づかない単なる設備の更新等は支援対象としない。 【中古品の購入について】 <ul style="list-style-type: none">・中古品の購入は、一定条件のもと、支援対象経費として認める。・中古品の購入が支援対象経費として認められる条件は、次の①～③のとおり。 <p>①購入単価が50万円（税抜）未満のものであること。 ※単価が50万円（税抜）以上の中古品を単価50万円（税抜）未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が支援対象外となる。</p> <p>②中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、複数（2者以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含む）による購入は不可）から同等品についての複数者から見積（見積書、価格表等）を取得すること。</p> <p>③購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、支援対象経費とならない。</p>

②開発費

対象となる経費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
対象となる経費例	<ul style="list-style-type: none">・ 新製品・商品の試作開発用の原材料の購入・機械装置のリース料・ 新たな包装パッケージに係るデザインの外注・ 業務システム開発の外注
対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none">・ 文房具等の事務用品等の消耗品代・ （開発・試作ではなく）実際に販売する商品を生産するための原材料の購入
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、支援事業完了時には使い切ることを原則とする。支援事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、支援対象とならない。・ 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は支援対象外となる。（試作品の生産に必要な経費は対象。）

③ 広報費

対象となる経費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
対象となる経費例	<ul style="list-style-type: none">・ 事業遂行に必要なパンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物の作成のための経費・ ホームページ作成のための経費（ソフトウェア購入費、外注費等）・ チラシ・DM・カタログの外注や発送・ 新聞、雑誌、インターネット等の広告媒体への出稿に要する経費・ インターネットショッピングモール等への出店料・ 看板の作成・設置費用・ 試供品（販売用商品と明確に異なるものである場合のみ）や販促品（商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ）
対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none">・ 名刺・ 文房具等の事務用品等の消耗品代・ 金券・商品券
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画書に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが対象であり、会社紹介パンフレット等の会社そのもののPRや通常の営業活動に使用するものは支援対象としないこと。・ チラシ等配布物のうち未配布・未使用分は対象とならない。・ 自社ホームページを、50万円以上(税抜)の外注費用で作成する場合は、処分制限財産に該当し、支援事業期間終了後も一定期間は承認なしに処分（支援金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること）ができないこと。・ インターネットショッピングモール等に関して、初期費用以外の年額や月額の出店料は事業実施期間分のみが支援対象となるため、必要に応じて按分等を行うこと。

④外注費

対象となる経費	上記①から③に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
対象となる経費例	<ul style="list-style-type: none">・店舗の改装費用・新商品製造のためのガス・水道・排気工事・移動販売等を目的とした車の内装・改造工事・システム開発費等
対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none">・支援対象事業で取り組む新たなサービス提供等に結びつかない工事（単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事など）・「不動産の取得」に該当する工事
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ること。・店舗改装において50万円以上（税抜）の外注工事を行う場合などは、処分制限財産に該当し、支援事業期間終了後も一定期間は承認なしに処分（支援金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること）ができないこと。

⑤展示会等出展費

対象となる経費	コロナ禍において新しい販路を拡大するために商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
対象となる経費例	<ul style="list-style-type: none">・展示会出展の出展料等、会場までの旅費、関連する運搬費・通訳料・翻訳料・旅費については、公共交通機関を用いた最も経済的・合理的な経路により算出された実費
対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none">・グリーン車、ビジネスクラスなどの特別に付加された料金・展示会出展に係るレンタカー代、ガソリン代、駐車場代等・選考会、審査会（〇〇賞）等への参加・申込費用・文房具等の事務用品等の消耗品代
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・国及び県より出展料の一部助成を別に受ける場合の出展料は対象とならない。